

様式第 3 号

沖縄県土木建築部公告中第 84 号

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

令和 6 年 2 月 14 日

(契約担当者)

沖縄県中部土木事務所

所長 高嶺 賢巳

1. 業務概要

- (1) 業務名 令和 6 年度 性能規定型道路除草等業務委託 (中部管内その 2)
- (2) 履行場所 沖縄県中部土木事務所管内
- (3) 業務目的 令和 6 年度 性能規定型道路除草等業務委託 (中部管内その 2) (以下、「本業務」という。) は、良好な沿道景観の形成に向けて、民間事業者の有するノウハウや創意工夫により除草作業の効率化や美観維持を図るため、性能規定型の植栽維持業務を試行するものである。
- (4) 業務内容

1 包括業務	1) 維持管理業務	①定期巡回 (緊急)
		②除草
		③低木剪定
	2) 業務マネジメント	④業務計画書の作成
		⑤業務報告
		⑥モニタリングの実施と報告
		⑦連絡会議への出席
2 情報提供調査	1) 除草等に関する住民からの情報提供についての現地調査	

- (5) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- (6) 契約限度額 54,538,000 (税込み) 円以下で契約を行う。
- (7) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により選定し、当該業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書 (以下「技術提案書」という。) の提出求め、技術提案書の内容が業務の履行に最も適した者を受注者とするプロポーザル方式の試行業務である。
- (8) 本業務は、若手技術者の配置に関係なく主任補助技術者を配置することができる。主任補助技術者を配置した場合は、業務打合せ時に主任技術者と同席するものとする。なお、管理補助技術者の実績は主任技術者としての実績となる。
- (9) 本業務は、女性・若手技術者の育成を目的として、主任技術者に若手技術者 (40 歳以下)

を配置する場合に評価を行う。

(10)本業務は、次年度当初予算成立を前提とした年度開始前からの手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である。

## 2. 取り抜け案件

以下の業務を落札した者は、本業務の落札者となることはできない。

- ・令和6年度 性能規定型道路除草等業務委託（中部管内その1）
- ・令和6年度 性能規定型道路除草等業務委託（中部管内その3）

## 3. 参加資格

参加表明書又は、技術提案書を提出しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

(1) 参加者に共通して求める要件（共同企業体にあつては、全ての構成員が該当する。）

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- イ 建設業法に基づく主たる営業所が中部土木事務所管内にあり、沖縄県の令和5・6年度建設工事入札参加登録に係る参加表明書を提出し、業種区分:造園工事に登録された者。
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと(上記イの再認定を受けた者を除く)。
- エ 参加表明書等の提出期限の最終日から特定日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- オ 入札に参加しようとする者の間に以下の項目のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。

### 1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ①子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。)の関係にある場合
- ②親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

### 2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

①一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第34条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

②一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

③一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) その他の競争の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の競争に参加している場合その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

カ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

キ 実施方針及び特定テーマが適正であること。

ク 当該業務の見積額が契約限度額以下であること。

(2) 企業の実績及び主任技術者の要件

ア 企業に関する要件

1.) 以下イからエにあげる基準を満たす主任技術者を当該委託業務に配置できること。

2.) 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種業務又は類似業務について、平成25年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として、実施した業務の実績を有さなければならない。

a 同種業務：国・県発注の道路除草等道路植栽管理を行っている業務または工事

- b 類似業務：市町村発注の道路除草等植栽管理を行っている業務または工事
- イ 配置予定技術者の資格に関する要件
  - 主任技術者には、下記に示す条件を満たす者であり
    - 主任技術者は下記のいずれかの資格を有する者
      - a 技術検定の内検定科目を一級若しくは二級の造園施工管理を有し、登録を行っているもの。
      - b 造園技能士1級又は2級を有し、登録を行っている者。
- ウ 配置予定技術者の業務実績に関する要件
  - 主任技術者は、平成25年度以降から公告日までに完了した業務において、下記a若しくはbの実績を有すること。ただし、再委託による業務は除く。職務上従事した立場は主任技術者とする。
    - a 同種業務：国・県発注の道路除草等道路植栽管理を行っている業務、工事
    - b 類似業務：市町村発注の道路除草等植栽管理を行っている業務、工事
- エ 配置予定技術者の手持ち業務量に関する要件
  - 主任技術者は、全ての手持ち業務の契約金額が5億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者とする。ただし、契約金額が、1,000万円を超える業務で、主任技術者が低入札調査基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満。
    - ※手持ち業務量とは、令和6年4月1日時点において主任技術者となっている500万円以上の他の業務をいう。

#### 4. 技術提案書の提出者を選定するための基準等

測量及び建設工事コンサルタント業者等の指名に関する要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「(1)当該業務に対する技術的適正、(2)会社の経営状況及び使用人数並びに技術者の状況、並びに(4)過去における成果の状況」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

#### 5. 受注者の特定に関する事項

##### (1) 評価の方法

算出方法は、以下のとおりとする。

##### ア 評価値の算出方法

評価値＝技術評価点

##### イ 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じか、下記(ア)、(イ)、(ウ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える

(ア) 予定技術者の経験及び能力

(イ)実施方針等

(ウ)特定テーマに対する技術提案

(2) 受注者の決定方法

受注者の決定は、(1)によって算出された評価値の最も高い者を受注候補者とする。なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて受注候補者を選定する。

受注者は、受注候補者を指名審査会の審議を経て、決定する。その結果は技術提案書を提出したものの全員に通知する。

## 6. 各種手続き等

(1) 参加説明書、設計図書の交付期間、交付方法等

ア 交付期間 令和6年2月14日（水）から

イ 交付方法 沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報サービスからダウンロードして下さい。

【入札情報システム】

<https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNO=4700000>

ウ 問い合わせ先

(ア)契約関係：〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1丁目6番34号

沖縄県土木建築部中部土木事務所 庶務班

電話番号 098-894-6510

(イ)応募調書資料関係：〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1丁目6番34号

沖縄県土木建築部中部土木事務所 庶務班

電話番号 098-894-6510

(ウ)設計図書関係：設計図書関係：〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1丁目6番34号

沖縄県土木建築部中部土木事務所 維持管理班

電話番号 098-894-6512

(エ)参加表明書の提出等 参加を希望するものは、下記により参加表明書及び確認資料等を提出しなければならない。

(2) 参加表明書の提出等

参加を希望するものは、下記により参加表明書及び確認資料等を提出しなければならない。

ア 参加表明書の提出期間、提出場所及び方法等

(ア) 期 間 令和6年2月14日（水）から令和6年2月21日（水）まで

(イ) 受付時間 土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から正午、午後1時から午後4時

(ウ) 提出方法等 持参又は、郵送により提出。なお、郵送においては提出期間内必着とする。

(エ) 提出部数 2部

(オ) 提出先 〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1丁目6番34号  
沖縄県土木建築部中部土木事務所 庶務班  
電話番号 098-894-6510

イ 参加表明書の作成方法

参加表明書は、別記様式により作成し、別記様式-1を表紙として提出すること。

ウ 参加表明書の無効

本説明書等において記載された事項以外の内容を含む場合、又は別添の書式に示された条件に適合しないものについては、無効とする場合があるので注意すること。

エ 技術提案書の提出要請の通知（選定通知）

書面にて、令和6年2月28日（水）を予定する。

(3) 技術提案書の提出等

技術提案書の提出方法は、次のとおりとする。

ア 提出資格

3に基づき、技術提案書の提出要請を受けた者。

イ 提出期間、提出場所及び提出方法

(ア) 期 間 令和6年2月28日（水）から令和6年3月18日（月）まで

(イ) 受付時間 土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から正午、午後1時から午後4時

(ウ) 提出方法等 持参又は、郵送により提出。なお、郵送においては提出期間必着とする。

(エ) 提出部数 2部

(オ) 提出先 〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1丁目6番34号  
沖縄県土木建築部中部土木事務所 庶務班  
電話番号 098-894-6510

(カ) 技術提案書提出の際に見積書を提出すること。

ウ 技術提案書のヒアリング

(ア) 期 間 令和6年3月21日（木）（予定）

(イ) 場 所 中部土木事務所会議室

(ウ) その他 ヒアリングを通じた技術者の評価、技術提案書の内容の確認結果を书面審査とあわせて「実施方針等」および「評価テーマに対する技術提案」の項目に反映させる目的で行う。ヒアリングの日時は、選定後に追って連絡する。技術提案のヒアリングにおいて、主任技術者及び主任補助技術者の出席を認める。主任技術者がヒアリングに欠席した場合は技術提案書の評価は0点とする。なお、主任補助技術者の出席については参加希望者の判断とし、あわせて最大3名以内とする。

エ 技術提案書の作成方法

技術提案書は、別記様式により作成し、別記様式-11を表紙として提出すること。

(ア) 実施方針・業務フロー、工程表

業務の実施方針、業務フロー、工程表について簡潔に記載すること。記載に当たっては、A4版1枚に記載すること。

(イ) 特定テーマ

参加説明書1業務の概要(4)業務内容に示した、評価テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。その記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したCG、詳細図面等を用いることは認めない。

記載にあたっては、1テーマにつきA4版1枚以内に記載すること。

オ 技術提案書の無効

本説明書等において記載された事項以外の内容を含む場合、又は別添の書式に示された条件に適合しないものについては、無効とする場合があるので注意すること。

カ 技術提案書に基づく業務

実際の業務に際しては、技術提案書に基づき、業務計画書作成及び実業務を行うものとする。技術提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき補修の請求、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償の請求を行うことができる。また、業務成績評定の減点対象とする。

(4) 受注者の決定日

受注者の決定は、下記の日時までには決定する予定である。なお、技術提案書を提出した者には、5(2)により通知する。

ア 日時：令和6年4月1日（月）（予定）

## 7. 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

## 8. 参加資格の喪失

本公告に示した参加資格のない者の評価又は参加表明書、技術提案書申請書及びその他提出資料に虚偽の記載をした者の評価は無効とする。なお、虚偽の記載があった場合は指名停止を行うことがある。

なお、技術提案書の提出要請を受けた者であっても、要請後、指名停止措置を受け受注者の

決定時において指名停止期間中である者の評価も無効とする。

#### 9. 参加表明書等の内容の変更について

参加表明書又は技術提案書の提出期限後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。

#### 10. 配置予定技術者の確認

参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

#### 11. 支払条件

既済部分に対する部分払いの請求が可能である

#### 12. 非選定者又は参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合（苦情申立て）

技術提案書の提出要請を受けなかった者又は参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対してその理由について、書面をもって説明を求めることができる。

##### (1) 提出期限、提出場所、提出方法

ア 提出期限：非選定の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日、祝日を除く。）とする。

イ 提出場所：公告文15(7)イの場所。

ウ 提出方法：持参又はファクシミリにより提出すること。

※なお、ファクシミリにより提出する場合は、必ず電話により到達確認を行うこと。

##### (2) 回答

説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日、祝日を除く。）に説明を求めた者に対して、契約担当者から書面をもって回答する。

#### 13. 再苦情申立て

契約担当者からの理由説明に不服がある者は、理由説明に係る書面を受け取った日から7日以内（土曜日、日曜日、祝日を除く。）に、書面により契約担当者に対して再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会が審議を行う。

##### (1) 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間

受付窓口： 沖縄県土木建築部道路管理課補修班



受付時間： 午前9時から午後5時までとする。

電話番号： 098-866-2665

#### 14. 不可抗力による変更

現場条件の変更、天災等、受注者の責に帰さない事由により、技術提案書に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。

#### 15. その他留意事項

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本業務を受注したコンサルタント及び、本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。
- (3) 参加表明書及び技術提案書の作成に関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、選定及び技術点の算定以外に提出者に無断で使用しない。また、提出された参加表明書及び技術提案書は公開しない。
- (5) 提出期限以降の参加表明書、技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 参加説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (7) 問い合わせ先一覧
  - ア 契約関係：〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1丁目6番34号  
沖縄県土木建築部中部土木事務所 庶務班  
電話番号 098-894-6510
  - イ 応募調書資料関係：〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1丁目6番34号  
沖縄県土木建築部中部土木事務所 維持管理班  
電話番号 098-894-6512
  - ウ 設計図書関係：イに同じ。
- (8) 詳細は参加説明書による。